様式1-4

(規則第９条第１項の届出書の様式)

伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式

①伐採及び集材に係るチェックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| **（１）伐採の方法及び区域の設定**  　①伐採と造林の一貫作業の導入を検討する。  　②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。  　③伐採する区域の明確化を行う。  　④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定する。  　⑤伐採が大面積にならないよう、伐採の空間的・時間的な分散を検討する。 | ☐ |
| **（２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設**  　①集材路・土場の作設は必要最小限にする。  　②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。  　③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。  　④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。  　⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。  　⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。  　⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。  　⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。  　⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを  得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。  　⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由する  こととし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 | ☐ |
| **（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮**  　①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、  人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・  土場を作設しない。  　②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | ☐ |
| **（４）生物多様性と景観への配慮**  　①希少な野生生物の生息を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の  対策を講じる。  　②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | ☐ |
| **（５）切土・盛土**  　①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。  　②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み  工等を活用する。  　③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、  必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | ☐ |
|  |  |
| チェック項目 | 確認 |
| **（６）路面の保護と排水の処理**  　①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。  　②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の  崩壊等を避けるための対策を講じる。 | ☐ |
| **（７）渓流横断箇所の処理**  　①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施行する。  暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする  場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。  　②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じ  て撤去する。 | ☐ |
| **（８）作業実行上の配慮**  　①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、  土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。  　②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する  場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を  講じる。  　③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下  防止に最大限の注意をはらう。  　④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている  場合には、現場の後処理等の調整をする。  　⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。  　⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないよう  に留意する。 | ☐ |
| **（９）事業実施後の整理**  　①枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発すること  がないように、適切な場所に整理する。  　②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を  行う。  　③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限  を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 | ☐ |